

環境確保条例の工場・指定作業場に係る振動の規制基準

(条例第 68 条、別表第 7 六)

工場・指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさの基準

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分				
	8時	昼間	19	夜間	8
第1種区域 1 第1種低層住居専用地域 2 第2種低層住居専用地域 3 第1種中高層住居専用地域 4 第2種中高層住居専用地域 5 第1種住居地域 6 第2種住居地域 7 準住居地域 8 田園住居地域 9 無指定地域(第2種区域を除く。)		60	20時	55	
第2種区域 1 近隣商業地域 2 商業地域 3 準工業地域 4 工業地域 5 上記地域に接する地先及び水面		65		60	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)、医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「診療所」という。)、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)の工場又は指定作業場 当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 2 振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第81条第3項(第82条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。
- 3 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場 適用しない。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。以下振動に関して同じ。
- 2 振動の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、日本産業規格 Z 8735 に定める振動レベル測定法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。